

リクナビ事案の概要と教育分野への示唆

武田俊之¹⁾

1) 関西学院大学高等教育推進センター

takeda@kwansei.ac.jp

Overview of Rikunabi Incident and Implications for Education

Toshiyuki Takeda¹⁾

1) Kwansei Gakuin University

概要

リクナビが就活学生の個人データから予測した内定辞退率をから適切な同意なしで契約企業に有償で提供していた。この論文ではリクナビ事案の概要と個人データ取扱い上の法的倫理的問題について検討をおこない、教育分野での個人データ処理について考察する。

1 はじめに

リクナビを運営するリクルートキャリアが、就活学生のデータ等から予測した内定辞退率を、38社の企業に有償で提供していたことが報道された（サービス名はDMPフォロー）。個人情報保護委員会は、2019年7月に聞き取りをおこない、利用規約が学生に伝わりにくいことなどを指摘、それを受けて7月末でDMPフォローのサービスは中止された。その後、8月26日に個人情報保護委員会が勧告と指導をおこなった。

このリクナビ事案は個人情報保護法だけではなく職業安定法に関連しており、また、データによる個人のプロファイリングと個人の選別、操作に関わる課題や検討すべき事項を含んでいる。

この論文では個人情報保護の点からリクナビ事案を論じた上で、教育分野への示唆について考察する。

2 リクナビ DMP フォローの仕組み

リクルートキャリアのプレスリリース[1]を元に、報道等を含めた推測で補足しながらDMPフォローのサービス提供スキームを説明する。

2.1 概要

DMPフォローは、各企業への応募者が辞退する可能性（内定後、選考中）の予測を提供するサービスである。1年あたり400万~500万円の業務委託契約ということである。2018年3月から研究開発的位置づけで開発提供が開始されたが、2019年

3月にサービスのスキームが変わり個人情報保護の点でより大きな問題のあるサービスとなった。

辞退予測は個々の応募者の選考には利用していないとリクナビと各社は説明している。辞退の可能性が高い応募者のフォローアップや、入社にいたる内定者数の予測から選考計画の立て直しに利用するということであろう。

2.2 DMP フォローのスキーム

DMPフォローのフロー（2019年3月以降）は以下の通りである。

- ① 契約企業は氏名などの個人を特定できる情報をリクルートキャリアに開示する。
- ② リクルートキャリアは開示された情報とリクナビが保有する情報と突合する。ここで特定された学生のデータから内定辞退率のスコアを算出する。スコアは0.0から1.0の範囲である。
- ③ リクルートキャリアは算出されたスコアを契約企業に納品する。

3 DMP フォロー事業の問題点

3.1 個人情報保護委員会による勧告と指導

DMPフォローについて個人情報保護委員会は個人情報保護法第42条第1項の規定に基づいた勧告と第41条の規定に基づいた指導をおこなった。

勧告の内容は主に以下の2点である。

- ① 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、全社的に必要な措置をとること

② 今後のサービスにおいて法に則って個人データを扱うこと

勧告の原因となる事実として、(1) DMP フォローでは法における適用関係等について適切な検討をおこなっていなかった、(2) 同意の不備を予防、発見、修正する体制がなかった、(3) 同意がないまま個人データの第三者提供をおこなった、の3点が指摘されている。

指導の内容は、「個人データの第三者提供において、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的適切な範囲の内容を明確に示すこと」である。

これに対してリクルートキャリアは以下の対応策を挙げている。

- ① チェック体制の標準化と複眼的チェック
 - ② プライバシーポリシー改定作業手順の整備・明文化
 - ③ プライバシー責任者の設置
 - ④ グループ全体でのスタッフ機能の統合と強化
- この対応策はやや具体性に欠けると思われるが、個人情報保護委員会の調査が進むことによってさらに詳細な内容になると予想される。

3.3 その他の問題点

リクナビ事案はリクルートキャリアの説明不足により全体像が見えていないとはいえないが、上記の行政指導以外を含めると、以下の問題があると思われる。

1. 同意取得方法に問題があった。
 - 包括的な目的の提示ではなく具体的な利用目的が必要であった。
 - プライバシーポリシーが個人で理解できるようなものではなかった。
 - 同意せざるを得ない状況で同意を強要されていたとも考えられる（優越的地位の乱用）。
2. 委託先、委託元の問題があった。
 - 個人データの流ると、責任関係の問題
 - 委託を越えたデータと都合の可能性
3. 個人データの連結に問題があった。
4. 内定辞退率という指標の問題
 - 根拠、説明可能性と個人の不利益
 - 機械的判断の問題
5. 職業安定法上の問題

4 教育分野への示唆

リクナビ事案はデータを個人の選別、操作、介入に用いた事例である。教育における個人データ処理のあり方や課題について、この事例が示唆する事柄は多い。教育ビジネス (EdTech) への懸念も大きい。ここでは学校と教育研究について、いくつかの論点を示す。

- プログラム (例: 学位取得) 全体におけるデータ取得、管理、処理の法的倫理的検討。事前にプライバシー保護の仕組みを組み込む (Privacy by Design)
- プライバシー責任者の実質的な設置と監査
- データ取得時の合意。包括的合意ではなく目的別の合意と第三者提供の制限
- 安全管理の徹底。統計化や匿名化とそのリスク評価によるデータ共有の安全化
- 委託におけるデータ処理の方法
- 教育機関による個人の評価、分類、プロファイリングとそれに基づく選別や介入のあり方の検討とそのガイドラインの策定
- デジタル化 (入試、eポートフォリオ、AIの導入、センサーの設置などの検討)
- 研究におけるデータ取得、管理、処理のベストプラクティスの収集。
- 介入研究の研究倫理委員会 (IRBs) による審査の徹底。個人情報保護の例外規定を持つ諸外国では研究倫理審査によってプライバシー保護を担保している[2]。
- 研究以外の教育機関のデータ取得と処理における IRBs 同様の審査。

以上は論点の一部である。教育機関、学会、研究者に期待される役割には、データ利活用以外に、人権の視点や倫理観を伴った研究や実践を積み重ねて、さらにプロファイリングなどに関する理論の構築をおこなうことも含まれるであろう。

参考文献

- [1] 株式会社リクルートキャリア. 『リクナビDMPフォロー』に係る当社に対する勧告等について. <https://www.recruitcareer.co.jp/news/pressrelease/2019/190826-01/>
- [2] 板倉陽一郎, 寺田麻佑. 欧州一般データ保護規則 (GDPR) における学術目的例外規定の分析. 研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP), 2019-EIP-84, pp. 1-8